

鳥取県告示第785号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年11月28日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
株式会社ハピネライフケア 鳥取 代表取締役 太田 喜弘	米子市錦町三丁目77	ハピネヘルパーステーション西福原	米子市米原七丁目2-21	介護予防訪問介護	平成20年11月1日